

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会の設置)</p> <p>第11条 この規約の目的を達成するため、公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及びその事業者の団体をもって構成する。</p>	